

資治通鑑 第180卷

【隋紀四】 起關逢困敦，盡強圉單閼，凡四年。

●隋、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 經子史部 第10卷 244p

高祖文皇帝下仁壽四年（甲子，604年）

●春，正月，丙午（42-34+1=9日），天下に赦す。

【楊堅崩御し、煬帝は立つ】

●**楊堅崩御**帝は將に仁壽宮に於いて避暑せんとし，術士の**章仇太翼**は固く諫める。聽さず，**太翼**は曰く、

「是の行は恐らくは轡輿は返さず！」

帝は大いに怒り，之を長安の獄に系ぎ，還り而して之を斬らんと期す。甲子（60-34+1=27日），仁壽宮に幸す。乙丑（1+60-34+1=28日），詔して賞賜支度，事は鉅細と無く，並びて**皇太子**に付す。夏，四月，乙卯（己卯とすべし、12-2+1=11日），帝は不豫なり。六月，庚申（甲辰なら、16-1+1=16日），天下に赦す。秋，七月，甲辰（続は庚申、ただし庚午とすべし、36-31+1=6日），上の疾は甚だし，臥して百僚と辭訣し，並びに手を握りて歎歎し，太子に命じて**章仇太翼**を赦さしむ。丁未（43-31+1=13日），大寶殿に崩ず（楊堅の年は64）。

●**楊堅の長所短所**高祖の性は嚴重にして，令すれば行われ禁ずれば止む，政事に勤める。毎旦朝を聽き，日^{かたむ}長けども倦むを忘れる。財に^{やぶさか}蓄と雖も，功有るに賞賜するに至りては，即ち愛^おしむ所無し。將士戰没すれば，（10-245p）必ず優賞を加え，仍って使者を遣わし其の家を勞問せしむ。百姓を愛養し，農桑を勸課し，徭を軽くし賦を薄くす。其の自ら奉養し，務めて儉素を為し，乘輿御物は，故弊する者は宜（令×）しきに隨いて補い用いる。享宴に非ざるよりは，食する所は一肉に過ぎず。後宮は皆な浣濯之衣を服す。天下は之に化し，開皇、仁壽之間は，丈夫は率ね絹布を衣，綾綺を服せず，裝帶は銅鐵骨角に過ぎず，金玉之飾り無し。故に衣食滋殖し，倉庫は盈溢す。禪を受ける之初め（開皇の初元），民戸は四百萬に滿たず，末年（仁壽末年）には，八百九十萬を逾え，獨り冀州（隋は信都郡を以て冀州とする）のみにして已に一百萬戸あり。然れども猜忌苛察にして，讒言を信じ受け，功臣故舊は，始終保全する者無し。乃ち子弟に至るまで，皆な仇敵の如し，此れ其の短なる所也。

●**太子が楊堅を殺したか?**初め，**文獻皇后**（獨孤後の諡）の既に崩じるや，宣華夫人の**陳氏**、容華夫人の**蔡氏**は皆な寵有り。陳氏は，陳の**高宗**（陳の宣帝むの廟号）之女なり。蔡氏は，丹楊（蔣州を置く）の人也。上は疾に仁壽宮に寝ね，尚書左僕射の**楊素**、兵部尚書の**柳述**、黃門侍郎（隋の制では門下省に納官二人・給事黃門侍郎四人ありて任重し）の**元巖**（前の蜀王の長史と元巖の平昌郡公とは別人で、この元巖は龍涸県公）は皆な閣に入りて疾に侍し，**皇太子**を召して大寶殿に入居せしむ。太子は上の不諱有れば，須く預め防擬（準擬揣度）すべきを慮り，手自ら書を為り，封じて出でて素に問う。素は事狀を條録して以て太子に報じる。（太子の）宮人は誤りて上の所に送り，上は覽而して大いに恚る。陳夫人は平旦出でて衣を更え，太子の逼まる所と為り，之を拒み，免かるを得，上の所に歸る。上は其の神色異有るを怪しみ，其の故を問う。夫人は泫然として曰く、
「太子は無禮なり！」

上は^{いか}恚りて，床を^う抵ちて曰く、

「畜生、何ぞ大事を付するに足るや！獨孤は我を誤まてり（前卷開皇二十年にあり）！」

乃ち柳述、元巖を呼びて曰く、

「我が兒を召せ！」

述等は將に太子を呼ばんとし、上は曰く、

「勇也。」しぬ

述、巖は閣を出でて敕書を為る。楊素は之を聞き、以て太子に白し、詔を矯めて述、巖を執り、大理獄に系ぐ。東宮の兵士を追いて上台の宿衛を帖けしむ、門禁の出入、並せて宇文述、郭衍の節度を取る。右庶子の張衡をして寢殿に入りて疾に侍せ令め、盡く後宮を遣り出でて別室に就く。俄に而して上は崩じる。故に中外は頗る異論（帝が太子に殺されたとする論）有り。陳夫人は後宮の變を聞き、相い顧みて戰慄して色を失う。晡後、太子は使者を遣わして小金合を繼し、紙を際に帖し、親ら封の字を署し（口止め）、以て夫人に賜わる。夫人は之を見、惶懼し、以て鳩毒と為し、敢えて發かず。使者は之を促し、乃ち發き、合（盒）中に同心結數枚有り、宮人は鹹な悦び、相い謂って曰く、

「死を免るるを得たり矣！」

陳氏は悲り而して卻き坐し、肯えて謝を致さず。諸宮人は共に之に逼り、乃ち使者を拜す。其の夜、太子は焉を蒸す（上が淫する事）。

● **【煬帝即位、蘭陵公主の憂死】** 乙卯（51-31+1=2 1日）、喪を發し、太子は皇帝に即位す。（10-246p）

會々伊州刺史の楊約（前卷二年に赴任）は來朝し、太子は約を遣わして長安に入り、留守の者を易えしめ、矯めて高祖之詔と稱し、故の太子の勇に死を賜り、之を縊殺す。然る後に兵を陳ね衆を集め、高祖の凶問を發す。煬帝（稱して大行に別つ）は之を聞き、曰く、

「令兄之弟、果たして大任に堪える。」

勇を追封して房陵王（郡王、房陵郡光遷縣は旧房陵という。新城郡を置くと。湖北省襄陽道房県、現・十堰市房県）と為し、為に嗣を置かず。八月、丁卯（3-0+1=4日）、梓宮は仁壽宮より至る。丙子（12-0+1=1 3日）、大興前殿（大興宮の正殿）に殯す。柳述、元巖は並びて除名され、述は龍川（郡、陳を平らげて循州を置く。広東省潮循道惠陽県の東北五里、現・惠州市惠陽区）に徙され、巖は南海（郡、旧慶州を置く、広東省粵海道南海県、現・仏山市南海区）に徙される。帝は蘭陵公主をして述と離絶せ令め、改めて之を嫁せんと欲す。公主は死を以て自ら誓い、復た朝謁せず、上表して述と同じく徙らんことを請い、帝は大いに怒る。公主は憂憤し而して卒し、終わりに臨みて、上表して柳氏に葬られんことを請い、帝は愈々怒り、竟に哭かず、葬送すること甚だ薄し。

● **【許善心の左遷】** 太史令の袁充は奏言す、

「皇帝は即位し、堯と受命の年は合う。」

百官に諷して表賀せしむ。禮部侍郎の許善心は議して、以為く、

「國哀は甫めて爾り、宜しく賀を稱すべからず。」

左衛大將軍（左衛率より遷る）の宇文述は素より善心を惡み、御史に諷して之を劾せしむ。給事郎に左遷し、品二等を降す。

【漢王の諒の反乱勃発】

● **【漢王の諒は恐れて軍備増強】** 漢王の諒は高祖に寵有り、并州總管と為り、山より以東、滄海に至り、南は黄河に距り、五十二州は皆な焉に隸する。特に許して便宜を以て從事し、律令に拘らず。諒は自ら以えらく、居る所は天下の精兵の處なり、太子の勇の讒を以て廢せられるを見、常に居ること怏怏たり、蜀王の秀の罪を得るに及び、尤も自ら安ぜず、陰に異圖を蓄える。高祖に言う、以わく、

「突厥は方に強し、宜しく武備を修めるべし。」

是に於いて大いに工役を發し、器械を繕治し、亡命を招集し、左右の私人は殆んど將に數萬にならんとす。突厥は嘗て邊を寇し、**高祖**は諒をして之を御が使め、突厥の敗る所と為る。其の所領の將帥の除解(除名解職)に坐する者は八十餘人、皆な嶺表に配防す。諒は其の宿舊なるを以て、奏して之を留めるを請い、**高祖**は怒りて曰く、

「爾は籙王と為り、惟だ當に敬みて朝命に依るべし、何ぞ私に宿舊を論じ、國家の憲法を廢するを得ん邪！嗟乎小子、爾は一旦我無ければ、或は妄動せんと欲し、彼は爾を取ること籠内の雞雛の如き耳、何ぞ腹心を用いるを為さん！」

● **[漢王の諒に不満勢力結集]** **王頰**者、**僧辯**(梁に事え侯景を平らげる功あり、陳霸先に殺される)之子なり、**倜儻**(才氣衆に秀でる)にして奇略を好み、**諒**の咨議參軍と為り、**蕭摩訶**は、陳氏の舊將なり、二人は俱に志を得ず、毎に鬱鬱として亂を思い、皆な**諒**の親善する所と為り、其の陰謀に賛成す。

● **[熒惑は東井を守る]** **會々熒惑**(火星、罰星となす)は**東井**(28宿の一、秦の分野)を守り(10-247p)、**儀曹**(隋の制では王府の諸曹には無し、蓋し諸參軍の數に在らざるなり)の**鄴人**の**傅奕**は星歷を曉り、**諒**は之を問いて曰く、
「是は何の祥なる也？」

對えて曰く、

「天上の東井は、黄道の經る所にして(晋志に、東井の八星に天の南門、黄道の經る所なり)、熒惑は之を過ぎ、乃ち其の常理なり、若し地上の井に入れば、則ち怪しむ可き耳。」

諒は悦ばず。

● **[救に一點無く、漢王の諒は反す]** **高祖**の崩ずるに及び、**煬帝**は車騎將軍の**屈突通**を遣わして**高祖**の璽書を以て之を征す。是より先、**高祖**は**諒**と密約す、

「若し璽書汝を召せば、救の字の傍に別に一點を加えん、又た玉麟符(開皇七年に、青龍符を当方の總管刺使に頒ち、西方は驕虞を以てし、南方は朱雀を以て志、北方は玄武を以てす。この後に三子は方面に分居し、并州揚州益州の三總管は統屬甚だ広。故に玉麟符を為る)と合う者、當に征に就くべし。」

書を發くに及びて驗無し、**諒**は變有るを知る。**通**を詰り、**通**は占對して屈せず、乃ち長安に遣り歸す。**諒**は遂に兵を發して反す。

● **[皇甫誕は切諫]** 總管の司馬の**安定**(現・甘肅省定西市安定区)の**皇甫誕**は切諫し、**諒**は納れず。**誕**は流涕して曰く、

「竊に**大王**の兵資を料るに京師之敵に非ず。加えるに君臣は位定まり、逆順の勢いは殊なるを以てす、士馬は精なりと雖も、以て勝ちを取り難し。一旦身を叛逆に陥れ、刑書に^{かか}結れば、布衣と為らんと欲すると雖も、得る可からざる也。」

諒は怒り、之を囚える。

● **[十九州が反乱に加担]** **嵐州**(樓煩の地なり、崑崙山に因りて名と為す、山西省冀寧道嵐県の北、現・呂梁市嵐県、秀容の地)刺史の**喬鐘葵**は將に**諒**に赴かんとし、其の司馬の京兆の**陶模**は之を拒んで曰く、

「漢王の圖る所は不軌なり、公は國の厚恩を荷ない、當に誠を竭くして命を效すべし、豈に身を厲階と為すを得ん乎！」

鐘葵は色を失いて曰く、

「司馬は反する邪！」

之に臨むに兵を以てし、辭氣は撓まず、**鐘葵**は義とし而して之を釋す。軍吏は曰く、

「若し**模**を斬らざれば、以て衆心を壓する無からんや。」

乃ち之を囚える。是に於いて**諒**に従いて反する者は凡そ十九州なり。

● **【楊素誅殺を宣言】** **王頰**は**諒**に説いて曰く、

「王の部する所の將吏は、家屬は盡く關西（蒲津関以西）に在り、若し此等を用いば、則ち宜しく長驅して深く入り、直ちに京都に據るべし、所謂疾雷耳を掩うに及ばざるなり（淮南子の言）。若し但だ舊齊之地（南は黄河、北は燕代、高氏の齊の地）に割據せんと欲すれば、宜しく東人に任ずるべし。」

諒は決する能わず、乃ち二策を兼用し、

「**楊素**反する、將に之を誅さん」

と唱言す。

● **【漢王諒は風行雷撃して長安を突く】** 總管府の兵曹（兵曹參軍）の聞喜（県、現・運城市聞喜県）の**裴文安**は**諒**を説いて曰く、

「井陘以西は、王の掌握之内に在り、山東の士馬は、亦た我が有と為り、宜しく悉く之を發すべし。羸兵を分遣して要害を屯守せしめ、仍って命じて方に隨いて地を略せしめ、其の精銳を帥いて、直ちに蒲津（同州朝邑県に蒲津関あり、河東に渡れば蒲州城、陝西省関中道朝邑県、現・渭南市大荔県朝邑鎮）に入るべし。**文安**は前鋒と為るを請い、王は大軍を以て後ろに繼ぎ、風行雷撃し、霸上に頓すべし（胡三省曰く、武関より入るときは霸上に頓す。蒲津より入るときは豈霸上に頓するを須いんや。蓋し高きに乗じて以て長安に臨まんと欲するのみと）。咸陽以東は、指麾し而して定まる可し。京師は震擾し、兵は集まる暇あらず、上下は相い疑い、群情は離駭す。我は兵を陳して號令し、誰か敢えて従わざらん！旬日之間に、事は定まる可し矣。」

諒は大いに悦び、是に於いて署する所の大將軍の**余公理**を遣わして（10-248p）太谷（続は大谷、大原郡に属す県、旧陽邑。山西省冀寧道大谷県、現・晋中市太谷区）より出で、河陽（懷州の県、孟津を渡らんとす、河南省河北道孟県、現・焦作市孟州市）に趣かしめ、大將軍の**慕容**をして滏口より出で、黎陽に趣かしめ、大將軍の**劉建**をして井陘より出で、燕、趙を略せしめ、柱國の**喬鐘葵**をして雁門（代州、時に李景は代州を持って**諒**を拒ぐ。喬鐘葵を以て之を攻めしむ）より出でしめ、**文安**を署して柱國と為し、柱國の**紇單貴**（紇單は複姓なり）、**王聃**等と直ちに京師を指さしむ。

【形勢逆転、隋軍の攻勢】

● **【漢王諒は策を変え、大事去る】** 帝は右武衛將軍（隋の制では左右武衛將軍は外軍の宿衛を領す）の洛陽の**丘和**を以て蒲州刺史と為し、蒲津に鎮せしむ。**諒**は精銳數百騎を簡びて冪（続は冪羅、べきり、冪は幕、ショール付の帽子）を戴き、詐りて、

「**諒**の官人が長安に還る」

と稱し、門司（門番）は覺らず、逕に蒲州に入り、城中の豪傑も亦た之に應じる者有り。**丘和**は其の變を覺り、城を逾え、逃げて長安に歸る。蒲州長史の勃海の高**義明**、司馬の北平の**榮暉**は皆な反者の執る所と為る。**裴文安**等は未だ蒲津に至らざること百餘里、**諒**は忽ち圖を改め、**紇單貴**をして河橋（蒲津の橋）を斷ち、蒲州を守ら令め（旧齊の地を守らんとす）、而して**文安**を召して還らしむ。**文安**は至り、**諒**に謂って曰く、

「兵機は詭速なり、本は其の不意に出んと欲するに。王は既に行かず、**文安**も又た返る、彼をして計成ら使め、大事は去る矣。」

諒は對えず。**王聃**を以て蒲州刺史と為し、**裴文安**を晉州（山西省河東道臨汾県、現・臨汾市堯都区）刺史と為し、**薛粹**を絳州（山西省河東道新絳県、現・運城市絳県）刺史と為し、**梁菩薩**を潞州（山西省冀寧道長治県、現・長治市上党区）

刺史と為し、**韋道正**を韓州（山西省冀寧道襄垣県、現・長治市襄垣県）刺史と為し、**張伯英**を澤州（山西省冀寧道晋城県、現・晋城市沢州県、旧建州、開皇の初め改名）刺史と為す。代州總管の天水の**李景**は兵を發して**諒**を拒み、**諒**は其の將の**劉嵩**を遣わして**景**を襲わしむ。**景**は撃ちて之を斬る。**諒**は復た**喬鐘葵**を遣わして勁勇三萬を帥いて之を攻めしめ、**景**の戦士は數千に過ぎず、加えるに城池固からざるを以てし、**鐘葵**の攻める所と為り、崩毀は相繼ぎ、**景**は且つ戦い且つ築き、士卒は皆な殊死して闘う。**鐘葵**は屢々敗れる。司馬の**馮孝慈**、司法（法曹行參軍）の**呂玉**は並びて驍勇にして善戦し、儀同三司の**侯莫陳**も又た謀畫多く、拒守之術に工なり、**景**は三人の用いる可きを知り、誠を推して之に任じ、己は關預する所無く、唯だ闇に在りて持重し、時に撫循し而して已む。

● **[楊素の作戦的中、蒲州を取る]** **楊素**は輕騎五千を將いて**王聃**、**紇單貴**を蒲州に襲い、夜、河の際に至り、商賈船を収め、數百艘を得、船内は多く草を置き、之を踐むに聲無からしめ、遂に枚を銜み而して濟る。遲明、之を撃つ。**紇單貴**は敗走し、**聃**は懼れ、城を以て降る。詔有りて**素**を征して還らしむ。初め、**素**は將に行かんとし、日を計りて賊を破ること、皆な量る所の如く、是に於いて**素**を以て并州道行軍總管、河北道安撫大使と為し、衆數萬を帥いて以て**諒**を討たしむ。

● **[豆盧毓の内応]** **諒**之初めて兵を起こす也、妃の兄の**豆盧毓**は府の主簿為り、苦諫するも、從わず、私に其の弟の**懿**に謂って曰く、

「吾が匹馬朝に歸れば、自ら禍いを免るるを得、此れ乃ち身の計なり、國の為に非ざる也。若かず且く偽りて之に従い、徐ろに其の便（使×）を伺うべし。」（10-249p）

毓は、**勣**（174 卷陳の宣帝太建十二年にあり）之子也。**毓**の兄の**顯州**（淮安郡に北魏は東荊州を置く。西魏は淮州に改め、開皇五年に隋は顯州とす、江蘇省淮安市淮安区）刺史の**賢**は**帝**に言つて曰く、

「臣の弟の**毓**は素より志節を懐く、必ず亂に従わず、但だ凶威に逼られ、自ら遂げる能わず。臣は請う從軍して、**毓**と表裡と為さん、**諒**は圖るに足りざる也。」

帝は之を許す。**賢**は密に家人を遣わして敕書を繼して**毓**の所に至り、之と計議せしむ。

● **[漢王諒の逆襲で豆盧毓死す]** **諒**は城を出、將に介州（西河郡に北魏は汾州を置き、北齊は南朔州を置く。北周は介州に改める。山西省河東道臨汾県、現・臨汾市霍州市）に往かんとし、**毓**をして總管屬の**朱濤**と留守せ令む。**毓**は**濤**に謂つて曰く、

「漢王は逆を構う、敗れ踵を旋さず、吾が屬は豈に坐して夷滅を受け、國家に孤負す可けん邪！當に卿と出兵して之を拒ぐべし。」

濤は驚いて曰く、

「王は大事を以て相い付す、何ぞ是の語有るを得ん！」

因りて衣を拂い而して去り、**毓**は追いて之を斬る。**皇甫誕**を獄より出し、之と計を協り、及び開府儀同三司の**宿勤武**等は城を閉じて**諒**を拒む。部分して未だ定まらずに、人有り**諒**に告げ、**諒**は之を襲撃し。**毓**は**諒**が至るを見、其の衆を給きて曰く、

「此れ賊軍也！」

諒は城の南門を攻め、稽胡（步落稽・山胡の遊牧民族、介州石州の二州に散居す）は南城を守り、**諒**を識らず、之を射る。矢は下ること雨に如し。**諒**は移りて西門を攻め、守兵は**諒**を識り、即ち開門して之を納れ、**毓**、**誕**は皆な死す。

● **[史祥は余公理を撃破]** **綦良**は慈州（開皇十年に置き、大業の初めに廢す、直隸省大名道磁県、現・河北省邯鄲市磁県）刺史の**上官政**を攻め、克たず、兵を引いて行相州（魏郡に相州を置く、河南省河北道安陽県西南、現・安陽市安陽県）事の

薛胄を攻め、又た克たず、遂に滏口より黎州（汲郡黎陽県に置く、河南省河北道濬県、現・鶴壁市浚県）を攻め、白馬津（白馬県の北、黎陽岸に対す、河南省河北道滑県東北、現・安陽市滑県）を塞ぐ。余公理は太行より河内に下り、帝は右衛將軍の史祥を以て行軍總管と為し、河陰（河南省河北道孟県東、現・焦作市孟州市）に軍せしむ。祥は軍吏に謂って曰く、

「余公理は輕々し而して無謀なり、衆を待み而して驕る、破るに足らざる也。」

公理は河陽に屯し、祥は舟を南岸に具え、公理は兵を聚めて之に當たる。祥は精銳を簡び下流に於いて潛に濟り、公理は之を聞き、兵を引いて之を拒み、須水（淇水とすべし、朝歌、現・鶴壁市淇県）に戦う。公理は未だ列を成さず、祥は之を撃ち、公理は大敗す。祥は東に黎陽に趣き、慕容良の軍は戦わず而して潰える。祥は、寧（史寧は宇文氏に兵間に従い屢々功あり）之子也。

● **〔李子雄は幽州に乗り込み募兵〕** 帝は將に幽州の兵を發せんとするも、幽州總管の竇抗に貳心有るを疑い、抗を取ら使むる可き者を楊素に問い、素は前江州（江西省潯陽道九江県、現・九江市潯陽区）刺史の勃海の李子雄を薦め、上大將軍を授け、廣州（拜すけども行けず）刺史に拜す。又た左領軍（左右領軍府は各々十二軍の籍帳・差科・辭訟の事を掌る）將軍の長孫晟（552-609、長孫無忌・唐の太宗の皇后の文德皇后の父）を以て相州刺史と為し、山東の兵を發し、李子雄と共に之を經略せしむ。晟は辭するに、男（息子）の行布が諒の部する所に在るを以てす、帝は曰く、

「公が國を體する之深きは、終に兒を以て義を害せざらん、朕は今相い委ね、公は其れ辭す勿れ。」

李子雄は馳せて幽州に至り、傳捨に止まり、召募して千餘人を得たり。抗は來たりて（10-250p）子雄に詣り、子雄は甲を伏して之を擒とす。抗は、榮定（175 卷陳の長城公至德元年にあり）之子也。

● **〔隋軍は大勝す〕** 子雄は遂に幽州の兵歩騎三萬を發し、井陘より西に諒を撃つ。時に劉建は成將の京兆の張祥を井陘に於いて圍み、子雄は建を抱犢山（恆州石邑県にあり、直隸省保定道獲鹿県の東南、現・石家莊市鹿泉区）の下に破り、建は遁げ去る。李景は圍まれること月餘、朔州（山西省雁門道朔県、代州と境を接す、現・朔州市朔城区）刺史の代人の楊義臣に詔して之を救わしむ。義臣は馬歩二萬を帥いて、夜西陘に出で、喬鐘葵は衆を悉くして之を拒む。義臣は自ら兵少なきを以て、悉く軍中の牛驢を取り、數千頭を得、復た兵數百人をして、人ごとに一鼓を持ち潛に之を驅り、澗谷の間に匿れ令む。晡後、義臣は復た鐘葵と戦い、兵は初めて合い、牛驢を驅る者に命じて疾く進ましめ、一時に鼓を鳴らし、塵埃は天に張（續は漲）り、鐘葵の軍は知らず、以て伏兵發すると為し、因り而して奔潰す。義臣は縦に撃ち、大いに之を破る。晉、絳、呂（山西省河東道霍県に北魏は東安郡を置く。開皇十六年に汾州を置く、十八年呂州に改める、現・臨汾市霍州市）の三州は皆な諒の為に城守し、楊素は各々二千人を以て之を糜ぎ而して去る。諒は其の將の趙子開を遣わして衆十餘萬を擁し、徑路を柵絶し、高壁（嶺の名前、河東道靈石県の東南、現・晋中市靈石県）に屯據せしめ、陳を布くこと五十里なり。素は諸將をして兵を以て之に臨ま令め、自ら奇兵を引いて潛に霍山（霍県の東北、また太岳山、禹貢にいわゆる岳陽はこの山の陽を指すなり。史記に霍太山という。現・臨汾市霍州市）に入り、崖谷に緣い而して進む。素は谷口に營し、自ら營外に坐し、軍司をして營に入り三百人を簡留して營を守ら使め、軍士は北兵之強きを憚り、出で戦うを欲せず、多く營を守るを願い、爾るに因りて遅きを致す。素は由る所を責め、軍司（軍の司馬）は具に對え、素は即ち留まる所の三百人を召して營を出でしめ、悉く之を斬る。更に人を簡留せ令め、皆な留まるを願う者無し。素は乃ち軍を引いて馳せ進み、北軍之北に出で、直ちに其の營を指し、鼓を鳴らし火を縦つ。北軍は為す所を知らず、自ら相い蹂躙し、殺傷すること數萬。諒が署する所の介州刺史の梁修羅は介休（山西省冀寧道介休県、現・晋中市介休市）に屯し、素の至るを聞き、城を棄てて走る。

● **〔またも漢王諒は撤退す〕** 諒は趙子開の敗れるを聞き、大いに懼き、自ら衆は且に十萬にならんとする

を將い、素を蒿澤に拒む。會々大雨ふり、諒は軍を引いて還らんと欲し、王頰は諫めて曰く、
「楊素は懸軍深く入り、士馬は疲弊す、王は銳卒を以て自ら將いて之を撃てば、其の勢いは必ず克つべし。今敵を望み而して退けば、人に示すに怯を以てし、戰士之心を沮み、西軍之氣を益す、願わくは王は還る勿かれ。」

諒は従わず、退きて清源（開皇十六年に晉陽を分けて清源県を置く、晉陽の西南）を守る。

● 〔王頰は窮して自殺、子共々梟首〕 王頰は其の子に謂って曰く、

「氣候は殊に佳からず、兵は必ず敗れん、汝は我に隨う可し。」

楊素は進みて諒を撃ち、大いに之を破り、蕭摩訶を擒とす。諒は退きて晉陽を保ち、素は兵を進めて之を圍み、諒は窮蹙して、降を請い、餘黨は悉く平らぐ。帝は楊約を遣わして手詔を繼して素を勞う。王頰は將に突厥に奔らんとし、山中に至り、逕路は斷絶し、必ず免かれざるを知り、其の子に謂って曰く、

「吾之計數は楊素に減ぜず、但だ言の従われざるに坐し、遂に此に至る。坐して擒獲を受け、以て豎子の名を成す能わず。(10-251p) 吾死する之後、汝は慎みて親故に過る勿かれ。」

是に於いて自殺し、之を石窟の中に瘞める。其の子は數日食を得ず、遂に其の故人に過り、竟に擒とする所と為る。並せて頰の屍を獲、晉陽に梟す。

● 〔楊堅の五子は相い猜忌し自滅〕 群臣は奏す、

「漢王の諒は死に當る」

と、帝は許さず、除名して民と為し、其の屬籍を絶ち、竟に幽を以て死す。諒の部する所の吏民の諒に坐して死し徙される者は二十餘萬家なり。初め、高祖は獨孤后と甚だ相い愛重し、異生之子無からんことを誓い、嘗て群臣に謂って曰く、

「前世の天子は、嬖倖に溺れ、嫡庶は分かれて争い、遂に廢立有り、或は亡國に至る。朕は旁に姫侍無く、五子は同母なり、眞の兄弟と謂う可き也、豈に此の憂い有らん邪！」

帝は又た周室の諸王の微弱なるに懲り、故に諸子をして分けて大鎮に據り、方面を専制し、權は帝室に侔しから使む。其の晩節に及び、父子兄弟は迭いに相い猜忌し、五子は皆な壽を以て終わらず。

● 〔楊堅は一を得て三を失う〕 臣光は曰く、昔辛伯は周の桓公に諷て曰く、

「内寵は後に並び、外寵は政を貳にし、嬖子は嫡に配し、大都是國に偶するは、亂之本也。」(左傳にあり) 人主は誠に能く此の四者を慎めば、亂は何によりてか生ぜん哉！隋の高祖は徒らに嫡庶之多く争い、孤弱之搖かし易きを知り、曾て勢い鈞しく位逼れば、同産至親と雖も、相い傾奪する無き能わざるを知らず。諸を辛伯之言に考えるに、其の一を得而るに其の三を失う乎！

● 冬、十月、己卯（15-0+1=16日）、文皇帝を太陵に葬し、廟號を高祖とし、文獻皇后と同墳異穴とす。

● 詔して婦人及び奴婢、部曲之課を除き、男子は二十二にして成丁とす。(隋は周齊の制によりて婦人及び奴婢部曲の課役は各々給田に従い差を為し、軍人は二十一を以て丁を成せり。是に至りて戸口益々多く、府庫盈溢す、故にこの詔有り。是の後兵役繁く興り、盜賊群がり起りて是詔は具文となる)

● 章仇太翼は帝に言つて曰く、

「陛下は木（統は西、木旺んなるは卯に在り。雍州は西に在り、西の位なり、故に破木の衝と為す）の命にして、雍州は破木之沖と為し、久しく居る可からず。又た讖に云う、『洛陽を修治し晉家に還る。』」

帝は深く以て然りと為す。十一月、乙未（31-29+1=3日）、洛陽に幸し、晉王の昭を留めて長安を守らしむ。楊素は功を以て其の子の萬石、仁行、侄玄挺を拜して儀同三司と為し、物五萬段、綺羅千匹、諒の妓

妾二十人を^{たま}養う。丙申(32-29+1=4日)、丁男數十萬を發して塹を掘り、龍門より東に長平(郡、澤州)、汲郡(衛州)に接し、臨清關に抵り、渡河して浚儀(汴州)、襄城(汝州)に至り、上洛(商州)に達し、以て關防を置く。

●壬子(48-29+1=20日)、陳叔寶は卒す。大將軍、長城縣公を贈り、謚して煬と曰う。

●癸丑(49-29+1=21日)、下詔して伊洛に於いて東京を建(續は營建)て、仍って曰く、「宮室之制は、本以て生を便にす、今營構する所は、務めて儉約に従わん。」

●**[元冑のみ坐して死す]** 蜀王の秀之罪を得る也、右衛大將軍の元冑は與に交通するに坐し除名され、久しく調するを得ず。時に慈州刺史の上官政は事に坐して嶺南に徙され、將軍の丘和は蒲州の守りを失うを以て除名され、(10-252p) 冑は和と舊有り、酒^{たけなわ}酣にして、和に謂って曰く、「上官政は、壯士也、今嶺表に徙され、大事無きを得ん乎！」

因りて自ら腹を拊^なでて曰く、

「是の公の若き者は、徒然ならず矣。」

和は是を奏し、冑は竟に坐して死す。是に於いて政を征して驍衛將軍と為し、和を以て代州刺史と為す。

煬皇帝上之上大業元年(乙丑、605年)

●春、正月、壬辰(28-28+1=1日)朔、天下に赦し、改元す。(煬帝の諱は廣、一名は英、小字は阿[麻女]、高祖の次男)

●妃の蕭氏を立てて皇后と為す。

●諸州の總管府(北周は諸州に總管を置く、隋は之に因りまた増置し)を廢す。

●丙辰(52-28+1=25日)、晉王の昭を立てて皇太子と為す。

●**[林邑討伐]** 高祖之末、群臣は林邑(チャンパ王国)の奇寶多きと言う者有り。時に天下は無事なり、劉方は新たに交州を平らげ(前卷仁壽三年にあり)、乃ち方に驩州(日南郡に梁は德州を置く。開皇18年驩州と改める。安南北部)道行軍總管を授けて、林邑を經略せしむ。方は欽州(広東省欽廉道欽県、現・欽州市欽南区)刺史の寧長真等を遣わして步騎萬餘を以て越裳(日南郡に属す)に出でしめ、方は親ら大將軍の張惣等を帥いて舟師を以て比景(漢の県、日南郡に属す、隋は比景郡を置く)に出で、是の月、軍は海口(林邑より海に出る口)に至る。

●**[漢王の諒討伐の功勞者]** 二月、戊辰(4+60-58+1=7日)、有司に敕して大いに金寶、器物、錦彩、車馬を陳ね、楊素及び諸將を引いて漢王の諒を討つに功有る者を前に立て、奇章公の牛弘をして詔を宣べ使め、功伐を稱揚し、賜賚は各々差有り。素等は再拜して舞蹈し而して出づ。己卯(15+60-58+1=18日)、素を以て尚書令と為す。

●詔して天下公除し、惟だ帝のみ淺色の黄衫、鐵裝帶を服す。

【隋の大規模造營開始】

●**[洛陽に東京を造營]** 三月、丁未(43-27+1=17日)、楊素に詔して納言の楊達、將作大匠の宇文愷と東京(北周は齊を併せ、洛陽を東京とす)を營建せしめ、毎月の役丁は二百萬人、洛州郭内の居民及び諸州の富商大賈數萬戸を徙して以て之を實たす。二嶠(左傳に晉は秦の師を嶠に禦ぐと。嶠に二陵有り。南陵は夏后皐の墓なり。北陵は以て文王が風雨を避ける所なり)道を廢し、菱冊道(不明)を開く。

●戊申(44-27+1=18日)、詔して曰く、

「輿頌を聽采し、謀は庶民に及び、故に能く刑政之得失を^{つまびらか}審かにする。今將に淮、海を巡歴し、風俗を觀省せんとす。」

● **〔通濟渠等の大土木工事頻発〕** 宇文愷に敕して内史舍人の封德彝等と顯仁宮（河南省河洛道宜陽縣、現・洛陽市宜陽縣）を營ましむ。南は阜澗（黒澗）に接し、北は洛濱に跨る。大江之南、五嶺以北の奇材異石を發して、之を洛陽に^{おく}輸る。又た海内の嘉木異草、珍禽奇獸を求め、以て園苑を實たす。辛亥（47-27+1=21日）、尚書右丞の皇甫謐に命じて河南、淮北の諸郡民を發すること、前後百餘萬、通濟渠（杜佑曰く、陳留郡の城西に通濟渠有り、煬帝は開きて以て江淮の漕運を通じ、兼ねて汴水を引く、すなわち莫蕩渠）を開く。西苑より谷、洛水を引き河に達す。復た板渚（虎牢の東にあり）より河を引き滎澤（滎陽郡にあり）を（10-253p）歴て汴に入る。又た大梁（浚儀）之東より汴水を引いて泗に入り、淮に達す。又た淮南の民十餘萬を發して邗溝（春秋に呉は邗溝を城き、江淮に通じる。此れ亦故道に因るなり）を開く、山陽より楊子に至り江に入る。渠の廣さは四十步、渠の旁に皆な御道を築き、樹えるに柳を以てす。長安より江都に至り、離宮四十餘所を置く。庚申（56-27+1=30日）、黃門侍郎の王弘等を遣わして江南に往きて龍舟及び雜船數萬艘を造らしむ。東京の官吏は督役嚴急なり、役丁の死者は什に四五、所司は車を以て死丁を載せ、東に城皋（河南省開封道滎陽縣に旧城皋郡を置く、現・鄭州市滎陽市）に至り、北に河陽に至り、道に相い望む。又た天經（孝經に曰く、夫れ孝は天の經なり）宮を東京に作り、四時に高祖を祭る。

● **〔劉方は林邑を討伐〕** 林邑王の梵志は兵を遣わして險を守り、劉方は撃ちて之を走らす。師は閩黎江を渡り、林邑の兵は巨像に乗り、四面より而して至る。方は戦いて不利なり、乃ち多く小坑を掘り、草を其の上に覆い、兵を以て之に挑み、既に戦い、偽りて北^へげる。林邑は之を逐い、像は多く地に陥りて顛躓（^{てんち}転び躓く）し、轉^らた相い驚駭し、軍は遂に亂れる。方は弩を以て象を射、像は卻き走り、其の陣を蹂み、因りて銳師を以て之を繼ぐ。林邑は大敗し、俘馘は萬計なり。方は兵を引いて之を追い、屢々戦いて皆な捷ち、馬援（漢の馬援は銅柱を像林の南界に立て、西屠夷と境を分ける）の銅柱の南を過ぎ、八日にして其の國都に至る。夏、四月、梵志は城を棄てて走りて海に入る。方は入城し、其の廟主十八を獲る。皆な金を鑄て之を為る。石を刻し功を紀し而して還る。士卒は足を腫らし、死者は什に四五なり。方も亦た疾を得、道に卒す。

● **〔李綱と蘇威〕** 初め、尚書右丞の李綱は數々異議を以て楊素及び蘇威に忤い、素は綱を高祖に薦め、以て方の行軍司馬と為す。方は素の意を承け、之を屈辱し、幾んど死せんとす。軍は還り、久しく調するを得ず、威は復た綱を遣わして南海に詣り林邑に應接せしめ、久しく而して召さず。綱は自ら歸りて事を奏し、威は綱を劾奏し、

「擅に職とする所を離る」

と、吏に下して案問せしむ。赦に會い、免官せられ、鄠（京兆郡の縣、陝西省關中道鄠縣、現・西安市鄠邑區）に屏居す。

● **〔西苑造營と遊興三昧〕** 五月、西苑を築き、週は二百里あり。其の内に海を為り、周は十餘里なり。方丈、蓬萊、瀛洲（海中の三神山）諸山を為り、高さは水を出すこと百餘尺、台觀宮殿は、山上に羅絡し、向背すること神の如し。北に龍鱗渠有り、縈紆して海内に注ぐ。渠に緣いて十六院を作り、門は皆な渠に臨み、院毎に四品の夫人を以て之を^{つかさど}主らしめ、堂殿樓觀は、華麗を窮極す。宮樹は秋冬凋落し、則ち綵（色絹）を剪りて華葉を為り、枝條に綴り、色は渝^かわれれば則ち易えるに新しき者を以てし、常に陽春の如し。沼内にも亦た綵を剪りて荷芰菱芡を為り、乘輿遊幸すれば、則ち冰を去り而して之を布く。十六院は競いて淆羞精麗を以て相い高く、恩寵を求市す。上は好みて月夜を以て宮女數千騎を從えと西苑に遊び、《清夜遊曲》（曹植の清夜西國に遊ぶの詩を用い、以て曲に名付ける）を作り、馬上に於いて之を奏す。

● **【煬帝は諸王を猜忌】**帝は諸王を待つに恩薄く、猜忌する所多し。滕王の**綸**、衛王の**集**は内に自ら憂懼し、術者を呼びて(10-254p)吉凶を問い及び章醮(七夕祭りも道教の「章醮の儀式」とよばれる星祭りの一種が原型で、陰陽道へ発展、醮とは祀り)して福を求める。或るひとは其の怨望咒詛するを告げ、有司は奏して之を誅せんと請う。秋、七月、丙午(12+60-25+1=18日)、詔して除名して民と為し、邊郡に徙す。**綸**は、**瓚**(高祖楊堅の母弟)之子。**集**は、**爽**(高祖楊堅の異母弟)之子也。

● **【煬帝は龍舟で江都行幸】**八月、壬寅(38-24++1=15日)、上は江都に行幸し、顯仁宮を發し、王弘は龍舟を遣わして奉迎す。乙巳(41-24+1=18日)、上は小朱航に御し、漕渠より洛口(洛水の黄河に入る口)に出で、龍舟に御す。龍舟は四重、高さ四十五尺、長は二百丈あり。上重には正殿、内殿、東西朝有り、堂中二重にして百二十房有り、皆な飾るに金玉を以てし、下重は内侍之に處る。**皇后**は翔螭舟に乗る、制度は差小なるも、而も裝飾は異なる無し。別に浮景九艘有り、三重は、皆な水殿也、又た漾彩、朱鳥、蒼螭、白虎、玄武、飛羽、青鳧、陵波、五樓、道場、玄壇、板艫、黃箴等數千艘有り、後宮、諸王、公主、百官、僧、尼、道士、蕃客は之に乗り、及び内外百司の供奉之物を載せる、共に船を挽く士八萬餘人を用い、其の漾彩以上を挽く者は九千餘人、之を殿脚と謂い、皆な錦彩を以て袍と為す。又た平乘、青龍、艫、舳舻、八棹、艇舸等數千艘有り、並びて十二の衛兵は之に乗り、並せて兵器帳幕を載せ、兵士は自ら引き、夫を給せず。舳舻は相い接すること二百餘里、川陸を照耀し、騎兵は兩岸を翊み而して行き、旌旗は野を蔽う。過ぎる所の州縣は、五百里の内は皆な食を獻じ令め、多き者は一州百輦に至り、水陸の珍奇を極める。後宮は厭飫(食い厭きる)し、將に發せんとする之際には、多くは之を棄埋す。

【鐵勒の台頭】

契丹● **【隋は突厥と契丹を撃破】**契丹は營州(遼西郡に置く)を寇し、通事謁者(隋志に、帝は即位し、謁者台を増置し、内史通事舍人を改め、謁者台の職と為す。通事謁者は員20人、従六品)の**韋雲起**に詔して突厥の兵を護して之を討たしめ、**啟民可汗**は騎二萬を發し、其の處分を受ける。**雲起**は分けて二十營と為し、四道より俱に引き、營は相い去ること一里、交雜するを得ず、鼓聲を聞き而して行き、角聲を聞き而して止まる。公使に非ざるよりは、馬を走らせるを得る勿からしむ。三令五申し、鼓を撃ち而して發す。紇干(突厥の小官)有り約犯し、之を斬り、首を持ちて以てとなう。是に於いて突厥の將帥は入りて謁し、皆な膝行股慄し、敢えて仰視する莫し。契丹は本は突厥に事え、情は猜忌無し。**雲起**は既に其の境に入り、突厥をして詐りて、

「柳城(現・朝陽市凌源市 or 朝陽市双塔区)に向い高麗と交易す」

と雲わ使め、

「敢えて事實を漏洩する者は斬る。」

という。契丹は備えを為さず、其の營を去ること五十里、馳せ進みて之を襲い、盡く其の男女四萬口を獲り、其の男子を殺し、女子及び畜産之半を以て突厥に賜わり、餘は皆な之を收めて以て歸る。**帝**は大いに喜び、百官を集めて曰く、

「**雲起**は突厥を用いて契丹を平らげ、才は文武を兼ね、**朕**は今自ら之を擧げる。」

擢んでて治書侍御史と為す。

● **【突厥處羅可汗は鐵勒を殺し、鐵勒反して自立】**初め、西突厥の**阿波可汗**は**葉護可汗**の虜する所と為り(176卷陳の長城公禎明元年にあり)、國人は**鞅素特勒**之子を立て、是を**泥利可汗**と為す。**泥利**は卒し、子の**達漫**は立つ、號して**處羅可汗**とす。其の母の**向氏**は、本は中國人なり、更に**泥利**之弟の**婆實特勒**に嫁す。開皇の末、**婆實**は**向氏**と入朝し、**達頭**之亂に遇い、遂に長安に留まり、(10-255p)鴻臚寺(蛮夷の客を主る、對外

交渉官)に捨す。處羅は多く烏孫の故地に居り、撫御は道を失い、國人は多く叛し、復た鐵勒の困しむ所と為る。鐵勒と者、匈奴之遺種なり、族類は最も多く、僕骨、同羅、契苾、薛延陀等の部有り、其の酋長は皆な俟斤と號す。族姓は殊なると雖も、通じて之を鐵勒と謂い、大抵は突厥と同俗なり、寇抄を以て生と為し、大君長無く、分かれて東、西の兩突厥に屬す。是の歲、處羅は兵を引いて鐵勒の諸部を撃ち、厚く其の物を税し、又た薛延陀を猜忌し、其の變を為すを恐れ、其の酋長數百人を集め、盡く之を殺す。是に於いて鐵勒は皆な叛し、俟利發俟斤の契苾歌楞を立てて莫何可汗と為し、又た薛延陀俟斤の字也咥を立てて小可汗と為し、處羅と戦い、屢々之を破る。莫何は勇毅絶倫にして、甚だ衆心を得、鄰國の憚る所と為り、伊吾、高昌、焉耆は皆な之に附く。

煬皇帝上之上大業二年（丙寅，606年）

【煬帝の奢侈益々激し】

●春，正月，辛酉（57-52+1=6日），東京は成り，將作大匠の宇文愷の位を開府儀同三司に進める。

●丁卯（3+60-52+1=12日），十使を遣わして州県（州省×）を並省せしむ。

●【華麗な輿服儀衛の制度、江都から東京に乗り込む】二月，丙戌（22-22+1=1日），吏部尚書の牛弘等に詔して輿服、儀衛の制度を議定せしむ。開府儀同三司の何稠を以て太府少卿と為し、之をして營造せしめ、江都に送る。稠は智思精巧にして、圖籍を博覽し、古今を參會し、損益する所多し。袞冕には日、月、星、辰を畫き、皮弁（鹿の皮の冠）は漆紗を用いて之を為る。又た黃麾三萬六千人の仗（唐に至るまで遵用して、大朝会に用いる）、及び輅輦車輿、皇后の鹵簿、百官の儀服を作り、務めて華盛を為し、以て上の意に稱う。州縣に課して羽毛を送らしめ、民は之を求捕し、網羅水陸を被い、禽獸の髦毛（羽毛の飾り）之用に堪える者有れば、殆んど遺類無し。烏程（湖州、現・湖州市吳興区）に高樹有り、百尺を逾え、旁に附枝無く、上に鶴の巢有り、民は之を取らんと欲し、上る可からず、乃ち其の根を伐る。鶴は其の子を殺されんことを恐れ、自ら髦毛を抜きて地に投じ、時の人は或は稱して以て瑞と為し、曰く、

「天子は羽儀を造り、鳥獸は自ら羽毛を獻ず。」

と、役する所の工は十萬餘人、金銀錢帛を用いること巨億計。帝は出遊して幸する毎に、羽儀は街に填ち路に溢ち、二十餘里に亙る。三月，庚午（庚戌×、5+60-51+1=15日），上は江都を發し、夏，四月，庚戌（46-21+1=26日），伊闕（河南郡の県、東京まで二百餘里。河南省河洛道洛陽県の南、現・洛陽市洛龍区）より法駕を陳ね、千乘萬騎を備えて東京に入る。辛亥（47-21+1=27日），端門（東京の皇城の南面の三門の真ん中）に御し、大赦し、天下の今年の租賦を免ず。制して五品以上（隋の制では紫を服し、公以下は水蒼玉を服す）の文官は乗車し、朝に在りては弁服し、玉を佩び、武官には馬に珂（螺の属、海中に生ず、潔白は雪の如し、以て馬を飾る、巻き貝）を加え、幘を戴き、褲褶を服す。文物之盛んなること、近世に及ぶべき莫き也。

●六月，壬子（48-20+1=29日），楊素を以て司徒と為し、豫章王の暕を進封して齊王と為す。

●【選曹七貴の権は虞世基が独占】秋，七月，庚申（56-49+1=8日），制して百官の考を計りて級を増すを得ず、必ず德行、功能の灼然顯著なる者有れば之を進め擢んず。帝は頗る名位を惜しみ、群臣の當に職を進める者は、多く兼假せ令め而して已む。（10-256p）闕員有りと雖も、留め而して補わず。時に牛弘は吏部尚書為り、専ら其の職を行うを得ず、別に納言の蘇威、左翊衛（帝は左右衛を改めて左右翊衛とす）大將軍の宇文述、左驍衛大將軍の張瑾、内史侍郎の虞世基、御史大夫の裴蘊、黃門侍郎の裴矩に敕して選事を參掌せしめ、時の人は之を「選曹七貴」と謂う。七人は同じく坐に在ると雖も、然るに與奪之筆は、虞世基が

獨り之を専らにし、賄賂を受納し、多き者は等倫に超越し、無き者は注色（就職履歴を記録する）し而して已む。蘊は、邃（梁の將軍として功名あり）之從曾孫也。

● [元徳太子は薨ず] 元徳太子の昭は長安より來朝し、數月にして、將に還らんとし、少しく留まらんと乞わんと欲す。帝は許さず。拜請數無く、體は素より肥え、ず因りて勞疾を致し、甲戌（10+60-49+1=22日）、薨ず。帝は之を哭き、數聲に而して止め、尋いで聲伎を奏し、平日に異なる無し。

● [煬帝に猜忌された楊素は薨ず] 楚の景武公の楊素は、大功有りとも雖も、特に帝の猜忌する所と為り、外に殊禮を示し、内情は甚だ薄し。太史は言う、

「隋の分野に大喪有り」

と、乃ち素を徙して楚公と為し、意に言う、楚は隋と分を同じくすと、以て之を厭せんと欲す。素は疾に寝ね、帝は毎に名醫をして診候せ令め、賜るに上藥を以てし、然れども密に醫者に問い、恆に死せざらんことを恐れる。素も亦た自ら名位已に極まれりを知り、肯えて藥を餌せず、亦た將慎（養生）せず、弟の約に謂って曰く、

「我は豈に更に活きるを須いん邪！」

乙亥（11+60-49+1=23日）、素は薨じ、太尉公、弘農等十郡太守を贈り、葬送は甚だ盛んなり。

● 八月、辛卯（27-19+1=9日）、皇孫の侏を封じて燕王と為し、侗を越王と為し、侑を代王と為す、皆な昭之子也。

● 九月、乙丑（1+60-48+1=14日）、秦の孝王（煬帝の弟の浚の諡）の子の浩を立てて秦王と為す。

● [律令の峻刻を改修] 帝は高祖の末年の、法令の峻刻なるを以て、冬、十月、詔して律令を改修せしむ。

● [洛口倉と回洛倉の建設] 洛口倉を鞏（河南郡の県、現・鄭州市鞏義市）の東南の原上に置き、倉城を築き、周回は二十餘里、三千窖を穿ち、窖には八千石以還を容れ、監官並びに鎮兵千人を置く。十二月、回洛倉を洛陽の北七里に置き、倉城は周回十里、三百窖を穿つ。

● [西域の大道芸が兩京に満ちる] 初め、齊の温公（周は齊王緯を封じて温公と為す）之世、魚龍、山車等の戲有り、之を散樂と謂い、周の宣帝の時（173 卷陳の高宗太建 11 年にあり）、鄭譯は奏して之を征す。高祖は禪を受け、牛弘に命じて樂を定めしめ、正聲（鄭譯の定める樂）清商（開皇九年に陳を平らげ清商署を置き、宋齊の旧樂を管す）及び九部（清樂・四涼・龜滋・天竺・康國・疏勒・安國・高麗・禮畢）四舞（鞞鐸巾拂）之色に非ざれば、悉く放ちて之を遣る。帝は啟民可汗の將に入朝せんとするを以て、富樂を以て之に誇らんと欲す。太常少卿の裴蘊は旨を希いて、奏す、

「天下の周、齊、梁、陳の樂家の子弟を括りて皆な樂戶と為す。其の六品以下庶人に至るまで、音樂を善くする者有れば、皆な太常に直せん。」

帝は之に従う。（10-257p）是に於いて四方の散樂（物真似 や輕業・曲芸、奇術、幻術、人形まわし、踊り など、娛樂的要素の濃い芸能の総称、大道芸、百戲）は、大いに東京に集まり、之を芳華苑（西苑）の積翠池の側に闋す。捨利獸有り先ず來たりて跳躍し、水を激して衢を満たし、鼃、龜、黿、水人、蟲魚は、遍く地を覆う。又た鯨魚有りて噴霧して日を翳い、倏忽として化して黃龍と成り、長は七八丈なり。又た二人竿を戴き、上に舞う者有り、欸然として騰過し、左右處を易える。又た神鰲有り山を負い、幻人は火を吐き、千變萬化す。伎人は皆な錦繡繪彩を衣、舞う者は環珮を鳴らし、花朶を綴る。京兆、河南に課し其の衣を制せしめ、兩京の錦彩は之が為に空竭す。帝は多く艶篇を制し、樂正（隋の制では太樂署・清商署に各々樂師員有り。帝は樂師を改めて樂正と為し、員十人を置く）の白明達をして新聲を造りて之を播さ令め、音は極めて哀怨なり。帝は甚だ悦

び、明達に謂って曰く、

「齊氏は偏隅なるに、樂工の曹妙達は猶ほ王に封ぜらる（齊の後主は胡戎の樂を賞して曹妙達・安馬駒の徒は王に封じられて府を開くもの有るに至る）。我は今天下大同す、方に且に汝を貴くせんとす、宜しく自ら修謹すべし！」

煬皇帝上之上大業三年（丁卯，公元607年）

●**突厥** **〔突厥の啟民可汗入朝〕** 春，正月，朔旦，大いに文物を陳ねる。時に突厥の啟民可汗は入朝し，見而して之を慕い，冠帶を襲わんと請い，帝は許さず。明くる日，又た其の屬を帥いて上表して固く請い，帝は大いに悦び，牛弘等に謂って曰く、

「今衣冠は大いに備わり，單于が辮を解くを致すは，卿等の功也。」

各々帛を賜ること甚だ厚し。

●三月，辛亥（47-45+1=3日），帝は長安に還る。

●**流求** **〔流求に至る〕** 癸丑（49-45+1=5日），帝は羽騎（開皇六年に武騎・屯騎・驍騎・游騎・飛騎・騎馬・雲騎・羽騎の八尉を置く。羽騎は從九品）の尉朱寬をして海に入りて異俗を求訪せ使め，流求國（沖繩 or 台湾）に至り而して還る。（『隋書』「卷八十一 列傳第四十六 東夷傳 流求國」が初出）

● **〔雲定興の再登用と、廢太子勇の子の誅殺〕** 初め，雲定興、閻毘は太子の勇に媚事するに坐し（前卷開皇二十年にあり），妻子と皆な官に没して奴婢と為る。上は即位し，營造する所多く，其の巧思有るを聞き，之を召し，其の事を典ら使め，毘を以て朝請郎（開皇中に八郎を置く。朝請は第三なり）と為す。時に宇文述は事を用い，定興は明珠を以て帳に絡いて述に賂し，並せて奇服新聲を以て媚を述（求×）に求める。述は大いに喜び，之に兄事す。上は將に四夷に事有らんとし，大いに兵器を造り，述は定興を薦む、

「監造せ使む可し」

と，上は之に従う。述は定興に謂って曰く、

「兄の作る所の器仗は，併びて上の心に合う，而るに官を得ざる者は，長寧兄弟が猶ほ未だ死せざる為め耳。」

定興は曰く、

「此の無用の物，何ぞ上に勧めて之を殺さざるや。」

述は因りて奏す、

「房陵（廢太子の勇は房陵王に追封）の諸子は年は並びて成立す，今兵を興して征討せんと欲す，若し之をして駕に従わ使めば，則ち守掌するは難しと為す。若し一處に留めれば，又た恐らくは不可なり。進退は用無し，請う早く處分せん。」

帝は之を然りとし，乃ち長寧王の儼を鳩殺し，其の七弟を嶺表に分け徙し，仍ほ間使を遣わして路に於いて盡く之を殺す。襄城王の恪之妃の柳氏は自殺し以て恪に従う。

【律令等改革も意味なし】

●夏，四月，庚辰（16-15+1=2日），下詔して河北を安輯し，趙、魏を巡省せんと欲す。（10-258p）

● **〔律令改定も有名無実〕** 牛弘等は新律を造りて成り，凡そ十八篇，之を《大業律》と謂う。甲申（20-15+1=6日），始めて之を頒ち行ふ。民は久しく嚴刻を厭い，寛政を喜ぶ。其の後征役は繁く興り，民は命に堪えず。有司は時に臨みて迫脅し以て事を濟すを求め，復た律令を用いず矣。旅騎尉の劉炫は律令を修

めるに預り、弘は嘗て従容として炫に問いて曰く、

「《周禮》には士多く而して府史は少なし、今令史は前に百倍し、減ずれば則ち濟らず、其の故は何ぞ也？」
炫は曰く、

「古人は委任して成を責め、歳の終りに其の殿最を考す、案は重ねて校せず、文は繁悉ならず、府史之任は、要目を掌り而して已む。今之文簿は、恆に覆治せんと慮り、若し鍛煉密ならざれば、則ち萬里は百年の舊案を追證す。故に諺に云う、『老吏は案を抱きて死す』と。事繁く政弊れるは、職として此に之れ由る也。」

弘は曰く、

「魏、齊之時、令史は従容とし而して已む、今則ち寧處に違あらず、何の故や？」

炫は曰く、

「往者は州に唯だ綱紀（長史・司馬）を置き、郡に守、丞を置き、縣に令を置き而して已む。其の餘の具僚は則ち長官自ら辟し、詔を受けて赴任し、州毎に數十に過ぎず。今則ち然らず、大小之官は、悉く吏部に由り、織介之跡は、皆な考功（考功侍郎、内外の文武の官吏の功課を掌り、皆當年の功過行能を具録して之を考校す）に屬す。官を省くは事を省くに如かず、官事は省かず而して従容なるを望む、其の得可けん乎！」

弘は其の言を善しとし而るに用いる能わず。

● **【官制改革】** 壬辰（28-15+1=14日）、州を改めて郡と為す。度量權衡を改め、並びに古式に依る。上柱國以下の官を改めて大夫と為す（上柱國より都督に至るまで凡そ十一等。今改めて光祿・左右光祿・金紫・銀青光祿・正議・通議・朝請・朝散の九大夫と為す）殿内省（諸供奉を掌る）を置き、尚書、門下、内史、秘書と五省と為す。謁者（詔を受けて勞問・出使・慰撫。持節・察按・冤枉を受けて之を申奏するを掌る）、司隸（諸の巡察を掌る）台を増し、御史と三台と為す。太府寺（左右藏・黃藏を掌る）を分けて少府監（尚方・司織・司染・鎧甲・弓弩を掌る）を置き、長秋（内侍を改めて長秋監）、國子、將作、都水と五監と為す。又た左、右翊衛等を増改して十六府（左右衛を左右翊衛、左右備身を左右驍衛、左右武衛をは旧名により、領軍を左右屯衛、左右禦衛を加置、左右武侯を左右武衛と為す、これ十二衛。領左右府を左右備身府とし、左右監門は旧名による、凡そ十六府）と為す。伯、子、男爵を廢し、唯だ王、公、侯の三等を留める。

【突厥との蜜月】

● **【突厥】** **【突厥は再三の入貢】** 丙寅（2+60-15+1=48?）、車駕は北を巡る。己亥（35-15+1=21日）、赤岸澤に頓す。五月、丁巳（53-45+1=9日）、突厥の啟民可汗は其の子の拓特勒を遣わして來朝せしむ。戊午（54-45+1=10日）、河北の十餘郡の丁男を發して太行山を鑿ち、并州に達し、以て馳道を通ず。丙寅（2+60-45+1=18日）、啟民は其の兄の子の毘黎伽特勒を遣わして來朝せしむ。辛未（7+60-45+1=23日）、啟民は遣使して自ら塞に入りて輿駕を奉迎せんと請い、上は許さず。

● **【先祖の廟】** 初め、高祖は受禪し、唯だ四親の廟（皇高祖太原府君廟、皇曾祖康王廟、皇祖獻王廟、皇考太祖武元皇帝廟）を立て、殿ほ同じくし室を異にし而して已む。帝は即位し、有司に命じて七廟之制を議せしむ。禮部侍郎（尚書省の六部に侍郎一人あり、以て尚書の職に忝す。諸曹侍郎は並びに改めて郎と為す）の攝太常少卿の許善心等は奏請す、

「太祖、高祖の為に各々一殿を立て、周の文、武に准じ二祧、始祖とに而して三とし、餘は並びて室を分けて而して祭り（10-259p）、迭毀之法に従わん。

是に至りて、有司は前議に如く、東京に於いて宗廟を建てんと請う。帝は秘書監の柳辯に謂って曰く、

「今始祖及び二祧は已に具わる、後世の子孫は朕を何れの所にか處かん？」して

六月，丁亥（23-14+1=10日），詔して高祖の為に別廟を建て、仍ほ月祭禮を修めしむ。既に而して方に巡幸を事とし、竟に立つを果たさず。

●**〔皇帝への供応競争〕**帝は雁門（代州を雁門郡と為す）を過ぎ、雁門太守の丘和は食を獻じること甚だ精なり。馬邑（朔州を馬邑郡と為す）に至り、馬邑太守の楊廓は獨り獻ずる所無し、帝は悦ばず。和を以て博陵太守と為し（供応による榮転）、仍ほ廓をして博陵（定州を改めて博陵郡と為す）に至りて和を觀て式と為さ使む。是に由りて至る所食を獻じ、競いて豊侈を為す。

●**〔突厥〕〔突厥可汗の草刈り〕**戊子（24-14+1=11日），車駕は榆林郡（勝州を改める）に頓す。帝は塞を出て兵を耀かし、突厥中を逕て、涿郡を指さんと欲し、啟民が驚懼せんことを恐れ、先ず武衛將軍の長孫晟を遣わして旨を諭さしむ。啟民は詔を奉じ、因りて所部の諸國の奚、〔雨習〕（しゅう、鮮卑の故地に居り、冷徑山南奥支水に保す）、室韋（黒竜江省の西部の興安嶺の左右に扼る。契丹の類の北の部分）等の酋長數十人を召し、咸な集まる。晟は牙帳中の草穢を見、啟民をして親ら之を除か令め、諸部落に示し、以て威重を明かにせんと欲し、乃ち帳の前草を指して曰く、

「此の根は大いに香ばし。」

啟民は遽に之を嗅ぎ、曰、

「殊に香らざる也。」

晟は曰く、

「天子の行幸の在る所、諸侯は躬ら自ら灑掃し、御路を耕除し、以て至敬之心を表わす。今牙内は蕪穢なり、是れ香草を留めると謂う耳！」

啟民は乃ち悟りて曰く、

「奴之罪也！奴之骨肉は皆な天子の賜わる所なり、筋力を效すを得れば、豈に敢えて辭する有らんや。特邊人にして法を知らざるを以てする耳、將軍の之を教えるに頼らん。此の將軍之恵みは、奴之幸也。」

遂に佩びる所の刀を抜き、自ら庭草を芟る。其の貴人及び諸部は争いて之に效う。是に於いて榆林の北境を發して、其牙に至り、東は薊に達し、長は三千里、廣さは百歩、國を擧げて就役し、開きて御道を為る。

帝は晟の策を聞き、益々之を嘉とす。

●**〔突厥〕**丁酉（33-14+1=20日），啟民及び義成公主は行宮に來朝す。己亥（35-14+1=21日），吐谷渾、高昌は並せて遣使して入貢す。

●**〔法尚を左武衛將軍とす〕**甲辰（40-14+1=27日），上は北樓に御して漁を河に觀、以て百僚を宴す。

定襄（雲州を改めて定襄郡とす）太守の周法尚は行宮に朝し、太府卿の元壽は帝に言つて曰く、

「漢の武（20卷漢の武帝元封元年にあり）は關を出で、旌旗は千里。今御營之外は、請う分けて二十四軍と為し、日ごとに別に一軍を遣わして發せしめ、相い去ること三十里、旗幟相い望み、鉦鼓は相い聞こえ、首尾は相い屬し、千里絶えず、此れ亦た師を出す之盛んなる者也。」

法尚は曰く、

「然らず、兵千里に互れば、動もすれば山川を間にし、猝かに不虞有れば、四分五裂せん。腹心は有事なれども、首尾未だ知らず、道路は阻長にして、以て相い救い難し、故事有りと雖も、乃ち敗を取る之道也。」

帝は憚らず、曰く、

「卿が意は如何？」

法尚は曰く、

「結びて方陳を為り、四面外拒し、六宮及び百官の家屬は並びて其の内に在らん。若し變の起こる有れば、當たる所之面は、即ち抗拒せ令め、内に奇兵を引き (10-260p)、外に出でて奮撃し、車を壁壘と為し、重ねて鉤陳を設けん、此れ城に據ると、理は亦た何ぞ異なるをや！若し戦い而して捷てば、騎を抽きて追奔し、萬が一捷たざれば、屯營は自守せん、臣は謂うに此れ萬全之策也。」

帝は曰く、

「善し！」

因りて**法尚**を拜して左武衛將軍とす。

●**突厥** [突厥に大テントで威力誇示] 啟民可汗は復た上表し、以為く、

「先帝可汗は臣を憐み、臣に**安義公主**を賜り、種種乏しき無し。臣の兄弟は嫉妒し、共に臣を殺さんと欲す。臣は是の時に当たり、走りて適く所無く、仰ぎ視るに唯だ天のみ、俯して視るに唯だ地のみ、身を報じて命を委ね、依りて先帝に歸す。先帝は臣の且に死せんとするを憐み、養い而して之を生かし、臣を以て大可汗と為し(178 卷開皇 19 年にあり)、還りて突厥之民を撫せしむ。至尊は今天下を御し、還りて先帝の如く臣及び突厥之民を養生し、種種乏しき無し。臣は聖恩を荷戴し、言は盡くす能わず。臣は今昔日の突厥可汗に非ず、乃ち是れ至尊の臣民なり、願わくは部落を帥いて衣服を變改し、一に華夏の如くせん。」

帝は以て不可と為す。秋、七月、辛亥 (47-44+1=4 日)、啟民に璽書を賜わり、諭ずるに以て、

「磧北未だ靜かならず、猶ほ須く征戰すべし、但だ心を存すること恭順ならば、何ぞ必ずしも服を變ぜん？」

帝は突厥に誇示せんと欲し、**宇文愷**をして大帳を為り、其の下に數千人を坐す可から令む。甲寅 (50-44+1=7 日)、帝は城東に於いて大帳に御し、儀衛を備え、啟民及び其の部落を宴し、散樂を作す。諸胡は駭悦し、争いて牛羊駝馬數千萬頭を獻ず。帝は啟民に帛二千萬段を賜り、其の下には各々差有り。又た啟民に路車乗馬、鼓歡幡旗を賜り、贊拜して名のらず、位は諸侯王の上に在らしむ。

● [大工事奢侈批判の重臣誅殺] 又た詔して丁男百餘萬を發して長城を築き、西は榆林に拒り、東は紫河 (隋志に、定襄郡大利県に陰山有り紫河有りと。山西省雁門道平魯県の西北、現・朔州市平魯区) に至る。尚書左僕射の**蘇威**は諫め、帝は聽かず、之を築き二旬而して畢わる。帝之散樂を征する也、太常卿の**高颯**は諫め、聽かず。颯は退き、太常丞の**李懿**に謂って曰く、

「周の天元は樂を好むを以て而して亡ぶ、殷鑒遠からず、安んぞ復た爾る可けんや！」

颯は又た帝が啟民を遇するに厚きに過ぎるを以て、太府卿の**何稠**に謂って曰く、

「此の虜は頗る中國の虚實、山川險易を知る、恐らくは後患を為さん。」

又た觀王の**雄** (安德郡王、改めて觀王に封じられる) に謂って曰く、

「近來朝廷は殊に綱紀無し。」

禮部尚書の**宇文弼**は私に**頰**に謂って曰く、

「天元之侈りは、今を以て之を方べれば、亦た甚だしからず乎？」

又た言う、

「長城之役は、幸いに急務に非ず。」

光祿大夫の**賀若弼**も亦た私に議す、

「可汗を宴すること太だ侈れり。」

並びに人の奏する所と為る。帝は朝政を誹謗すると為し、丙子 (12+60-44+1=29 日)、高颯、宇文弼、賀若弼は皆な坐して誅せられ、頰の諸子は邊に徙され、弼の妻子は官に没して奴婢と為す。事は蘇威に連な

り、亦た坐して免官される。頰は文武に大略有り、世務に明達し、寄任を蒙りしより、誠を竭し節を盡し、貞良を進引し、天下を以て己が任と為す。蘇威、楊素、賀若弼、韓擒虎は皆な頰が推薦する所なり、自餘の功を立て事を立てる者は勝げて數える可からず。朝に当たりて執政すること（10-261p）將に二十年、朝野は推服し、物は異議無く、海内の富庶なるは、頰之力也。死するに及び、天下は之を傷まざる莫し。是より先、蕭瑠は皇后の故を以て、甚だ親重せられ、内史令と為り、改めて梁公に封じられ、宗族の總麻以上は、皆な才に隨いて擢用せられ、諸蕭の昆弟は、朝廷に布列す。瑠の性は澹雅にして、職務を以て意と為さず、身は羈旅と雖も、北間の豪貴を見るに、降下する所無し。賀若弼と善く、弼の既に誅せられ、又た童謠有りて曰く、

「蕭蕭も亦た復た起らん。」

帝は是に由りて之を忌み、遂に家に廢せられ、未だ幾もなく而して卒す。

● 〔回転空中庭園〕 八月、壬午（18-13+1=6日）、車駕は榆林を發し、雲中を歴、金河（榆林郡に金河県有り。山西省冀寧道祁県の東にあり、現・晋中市祁県、北魏の旧都盛樂）を溯る。時に天下は承平にして、百物は豊實なり、甲士は五十餘萬、馬は十萬匹、旌旗輜重は、千里絶えず。宇文愷等をして觀風行殿を造ら令め、上に侍衛者數百人を容れ、離合して之を為り、下に輪軸を施し、倏忽と推移す（組み立て式回転空中庭園）。又た行城を作り、週は二千歩、板を以て干と為し、之に衣するに布を以てし、飾るに丹青を以てし、樓櫓は悉く備わる。胡人は驚いて以て為神と為し、御營を望む毎に、十里之外に、膝を屈して稽顙し、敢えて馬に乗るもの無し。啟民は廬帳を奉じ以て車駕を俟つ。乙酉（21-13+1=9日）、帝は其の帳に幸し、啟民は觴を奉じ壽を上げ、跪伏し恭しきこと甚しく、王侯以下は帳前に袒割（袒して肉を割く）し、敢えて仰き視るもの莫し。帝は大いに悦び、詩を賦して曰く、

「呼韓（前漢時代の匈奴の単于）は頓顙して至り、屠耆（前漢時代の匈奴の対立単于）は踵を接して來たる。何如ぞ漢の天子、空しく單于の台に上る。」

皇后も亦た義成公主の帳に幸す。帝は啟民及び公主に金甕各々一、並びに衣服被褥錦彩を賜り、特勅以下、賜を受けること各々差有り。帝は還り、啟民は從いて塞に入り、己丑（25-13+1=13日）、遣りて歸國せしむ。

● 〔張衡の宅に宴す〕 癸巳（29-13+1=17日）、樓煩關（山西省雁門道静樂県に治す、県に關宮有り、現・忻州市静樂県）に入る。壬寅（38-13+1=26日）、太原に至り、詔して晋陽宮を營ましむ。帝は御史大夫の張衡（河内の人、帝は懷州を改めて河内郡とす）に謂つて曰く、

「朕は公の宅に過らんと欲す、朕が為に主人と作る可し。」

衡は乃ち先馳して至河内に至り、牛酒を具える。帝は太行に上り、直道九十里を開き、九月、己未（55-43+1=13日）、濟源（河内郡の県、河南省河北道濟源県、現・濟源市）に至り、衡の宅に幸す。帝は其の山泉を悦び、留まりて宴すること三日、賜賚は甚だ厚し。衡は復た食を獻じ、帝は公卿に頒賜せ令め、下は衛士に至るまで、沾洽せざるは無し。己巳（5+60-43+1=23日）、東都に至る。

● 壬申（8+60-43+1=26日）、齊王の暕を以て河南尹と為す。癸酉（9+60-43+1=27日）、民部尚書の楊文思を以て納言と為す。

● 〔裴矩の西域重視で国家疲弊〕 冬、十月、河北の諸郡に敕して一藝戶（その家技芸多きものを持って陪助するをいう）を送らしむ。東都に陪すること三千餘家、十二坊を洛水の南に置き以て之を處く。西域の諸胡は多く張掖（甘州を改めて張掖郡となす）に至りて交市（互市）し、帝は吏部侍郎の裴矩をして之を掌ら使む。矩は帝の遠略を好むを知り、諸商胡至る者は、矩は誘いて諸國の山川風俗、王及び庶人の儀形服飾を訪ね、《西

域圖記》三卷を撰し、合わせて四十四國、入朝して之を奏す。仍って別に地圖を造り、其の要害を窮め、西傾（陝西省漢中道南鄭県、現・漢中市南鄭区）に従いて以て去り、縦横の互^{わた}る所、將に二萬里、敦煌（帝は瓜州を改めて敦煌とす）より發し、西海に至り、凡そ三道を為し、北道は伊吾（唐の伊州、哈密、現・新疆ウイグル自治区クムル市伊吾県伊吾鎮）より、中道は高昌（唐の西州、現・新疆ウイグル自治区吐魯番市高昌区）より、南道は鄯善（唐の納縛波、且末付近、現・新疆ウイグル自治区若羌県）より、總て敦煌に湊^{あつま}る。且つ云う、

「國家の威徳、將士の驍雄を以て、濛汜（蒙谷の水、日の入る所の處なり）に泛び而して崑崙（山脈）を越え、易きこと掌を反すが如し。但だ突厥、吐谷渾（吐渾×）羌、胡之國を分けて領し、其の壅遏を為し、故に朝貢は通じず。今並びて商人に因り密に誠款を送り、領を引き首を翹げ、願わくは臣妾と為らん。若し服し而して之を撫し、務めて安輯を存すれば、皇華は遣使して、兵車を動かさず、諸蕃は既に従い、渾（吐谷渾）、厥（突厥）は滅ぼす可からん、戎、夏を混壹（統一）すること、其の茲に在る乎！」

帝は大いに悦び、賜わるに帛五百段、日々矩を引いて御坐に至らしめ、親ら西域の事を問う。矩は盛んにう、

「胡中には諸々の珍寶多し、吐谷渾は併吞す可きこと易し。」

帝は是に於いて慨然と秦皇、漢武之功を慕い、甘心して將に西域に通じんとす。四夷の經略は、鹹な以て之に委ねる。矩を以て黃門侍郎と為し、復た張掖に至ら使め、諸胡を引致し、之に啗^{くら}わすに利を以てし、勸めて入朝せ令む。是より西域の諸胡の往來は相い繼ぎ、經る所の郡縣は、送迎に疲れ、糜費は萬萬を以て計り、卒に中國をして疲弊し以て亡ぶに至ら令むるは、皆な矩之唱導也。

鐵勒● **〔鐵勒の侵攻と慰撫〕** 鐵勒は邊を寇し、帝は將軍の馮孝慈を遣わして敦煌に出で之を撃たしむるも、利あらず。鐵勒は尋いで遣使して謝罪し、降を請う。帝は裴矩をして之を慰撫せしむ。

令和6年1月8日 翻訳開始 11800文字

令和6年2月9日 翻訳終了 24887文字